平成２９年（フ）第４３３８号
大阪市淀川区十八条１丁目８番50号　ハイム東三国　102号
債務者　木下五百子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３６３号
大阪府箕面市桜２丁目10番25号
債務者　島崎　　歩
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４１４号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目22番14―103号
債務者　山岡やよい
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４４６号
大阪府大東市北新町16番203号
債務者　前田　有香
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５１４号
大阪市都島区片町１丁目６番17号　ビアリッツ中村　405号
債務者　谷村祥太朗
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５１７号
大阪府茨木市総持寺１丁目17番25号　総持寺文化　201号
債務者　甲斐田知佳
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７６号
香川県小豆郡土庄町淵崎甲2494番地１
債務者　浅尾　幸博
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２９４号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第16地割144番地１
債務者　鎌田　益志
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１０３号
香川県丸亀市前塩屋町１丁目２番11号　林アパート
債務者　下川　尚宏
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１０８号
香川県丸亀市富士見町２丁目９番５号
債務者　三谷キヨ子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１０９号
香川県丸亀市富士見町２丁目９番５号
債務者　三谷　祐司
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１２０号
香川県坂出市福江町１丁目２番８号　泉本アパート205号
債務者　川崎喜久代
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１７２号
長野県飯山市大字飯山7302番地７
債務者　大島　二朗
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
沖縄県浦添市牧港４丁目１番14―404号　牧港団地14―404
債務者　仲嶺　琴美
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２７８号
沖縄県那覇市繁多川５丁目12番８号　トミハイム303
債務者　親富祖重夫
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１１２号
青森県八戸市大字妙字花生８番地92　オンワード類家Ａ―Ｄ、前住所青森県八戸市青葉２丁目15番15号
債務者　松本　一人
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第６８０号
宮城県多賀城市桜木２丁目４番２―301号
債務者　松重　貞義
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係